温室に咲きこぼれている白梅・紅梅

"春"をまく

小合地区、梅出荷さかん

☆…降るものの中に雪見え薄紅梅(石川)。どっと降り積った雪を尻目に、ここ花卉王国小合地区の温室ではヌクヌクと育まれた寒梅・紅梅・黄梅、それにチューリップなどが咲ききそっています。

☆…寒梅、紅梅など梅類は同地区で約一千鉢。それが新旧お正月をかけて市内はもとより新潟方面から近郷一帯、例年より需要が多く春をばらまいていますが、業者はホクホク。

成人おめでとう

15日・二小体育館で成人式

一月十五日の成人の日にあたり、新津市と市教育委員会では、新しく人生を門出することしの成人者八百七十四人(男四百四十一人、女四百三十三人)を祝う成人式を同日午前九時三十分(受付は九時)から第二小学校体育館で行いました。式典に引続いて、元衆議院議員村島喜代氏の記念講演があり、正午終了。なお、今年の該当者は次のとおりでした。

昭和十三年一月十六日生から昭和十四年一月十五日生れのもので現在新津市内に居住するもの。(教育委員会)

道路整備で国へ意見書提出など

十二月定例市議会 十七議案を決める

十二月定例市議会は去る二十二日公会堂で開かれ、まず窪田市長への褒ほう章授与に伴う表彰が行われたのち、別項のとおり九月定例市議会で各常任委員会に付託された議案、請願について決定し、当日の議案審議に入り次の十七議案をいずれも原案どおり可決しました。

▼道路整備計画樹立に関する意見書を関係行政庁へ提出について(議員発案第一号)
▼起債の議決変更について(第一小学校)と小合東小学校(議第一号)
▼起債の議決変更について(公営住宅建設)(議第二号)
▼起債の議決変更について(金津中学校)(議第三号)
▼起債について(中野大久保線)(議第四号)
▼新津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について(議第五号)
▼財政再建債の繰上償還について(議第六号)
▼昭和三十三年度新津市歳入歳出追加更正予算(議第七号)
▼ごみ処理場設置のことについて(議第八号)
▼土地買収について(ごみ処理場)(議第九号)
▼工事契約の方法について(ごみ処理場)(議第十号)
▼工事請負契約の締結について(第一小学校、中野大久保線)(議第十一号)
▼市有土地の処分について(旧石川島跡地)(議第十二号)
▼市有土地の交換について(議第十三号)
▼予算外義務負担について(経営資金の融資)(議第十四号)
▼恩給積立金の信託預入れについて(議第十五号)
▼昭和三十三年度新津市特別会計水道事業歳入歳出追加更正予算議(第十六号)

次に公平委員会委員の三浦吉三氏の任期が満了したので、同氏を再任したいとの市長の提案に同意しました。

最後に請願書及び陳情書の審査に入り、それぞれ別項のように各常任委員会に付託しました。(市議会事務局)

× ×

雪害はこうして防ぐ

消防車の通れるように除雪

雪おろしは二人以上で

暖冬の予想をくつがえして二十年ぶりの大雪となりましたが、師走の暖かさにだまされて、つい雪への備えを怠りがちでしたため、思わぬ災害も予想されますがそれを出来るだけ防ぐため、次のことをみんなで心掛けたいと思います。

◆水道管が露出していますとその部分が破裂しやすくなりますので、急いでワラやナワ、古毛布で保温の処置をして下さい。

◆道路の雪は常に消防自動車の通れるように除雪して下さい。

◆消火栓や消火水利までの除雪と確保に協力して下さい。またその位置が誰でもわかるよう立札で表示して下さい。

◆屋根の雪おろしは必らず二人以上でやって下さい。一人でやって誤って雪の下敷になってしまうことがあります。

◆雪おろしの時期と時間方法などは十分考えて危害を防ぐことに万全を期して下さい。

◆屋根からのナダレ防止のための処置をして下さい。

◆災害が発生した場合は必らず近所の救援を求めるなど臨機応変の処置を講ずるとともに、直ちに警察署に連絡して下さい。

ゆたかに

放哲

ゆたかなり　ゆたかなままでいつまでも
初日よめぐれおれたちの上に
しもつきの今朝陽にひらく新聞は皇太子さま妃で溢れ眩しい
光りつつバス遠くなる　弥彦山　はちまきのない顔も正月

"選挙に対する自覚"

新成人の感想文募集

一月十五日の成人の日を期して、自治庁などの主催で次のとおり新成人の感想文を募集しておりますから、多数応募して下さい。

一 感想文の標題　新有権者としての選挙に対する自覚
二 枚数　四百字詰原稿用紙五枚以内
三 応募資格　昭和十三年と昭和十四年中に生れた者
四 締切期日　二月五日
五 提出先　東京都千代田区霞ケ関 自治庁選挙局管理課
六 発表　四月五日
七 賞状及び賞金　一等 一万五千円 一名　二等 五千円 二名　三等 三千円 三名
八 応募注意
1 応募者の住所、氏名(ふりがな)性別、生年月日、職業を末尾に書くこと。
2 封筒の表に「感想文在中」と明記すること。
3 応募作品は返却されません。

(選挙事務局)

ねずみ退治 管内二位

宝くじ当選 一五一と三〇四番

全市一斉ねずみ駆除運動は去る十一月十日から一カ月間にわたって展開されましたが、関係団体はじめ全戸あげての積極的なご協力で多大な成果をあげ、宝くじ引換えは二万三千八十二枚に及び新津保健所管内第二位の好成績をおさめました。

宝くじについては十二月二十三日に抽籤会が開かれましたが、当市では次の番号が五等に当選しましたので当選者は裏面に住所氏名を記して厚生課へご提出願上げます。

各組共通(下三ケタ)　一五一番・三〇四番

なお捕そしたものは死そしたものの一部で、大体十九万五千匹が死んだものと思われ、これでねずみによる被害も年額約二千八百万円が防げると推定されております。引続いて第二次全市一斉ねずみ駆除を来る三月に実施いたしますから、今後もたゆまずご協力下され死に残ったと思われる二十七万五千匹を徹底的に駆除し、名実ともにねずみのいない街をつくり、健康で生産的な住みよい郷土建設の実現をお願いいたします。(厚生課)

今月の市税
市民税第四期
納期限 一月三十一日限り

中野日宝町 水道布設はOK

請願の決定 勤評反対は保留

九月定例市議会及びそれ以前に各常任委員会に付託され、それぞれの審査を経て十二月定例会に報告決定された事件は次のとおりです。

◎総務文教委員会関係
▼議第五号 市税の減免について=原案可決
▼小学校新設に関する請願(草水 山崎三男外提出)=採択
▼市之瀬小学校校舎増築に関する請願(市之瀬校PTA会長 森哲五郎提出)=採択
▼新栄町ガス施設設置に関する請願(新栄町町内会長 山岸剛提出)=継続審査
▼柔剣道道場設立につき古材無償払下げに関する請願(下山谷 甲田耕作提出)=不採択
▼新津市水防団結成に関する請願(両川水害予防組合管理者 窪田紫雄提出)=採択
▼金津地区プール建設に関する請願(金津地区プール建設期成会会長 佐藤重造提出)=採択
▼新関小中学校運営に関する陳情書(下新田 土田真一外提出)=継続審査
▼大字羽下の一部新津市編入に関する陳情書(羽下 伊藤恭持外提出)=継続審査
▲勤務評定反対意志の決定に関する請願書(県教組二市中蒲支部長 南雲貞次提出)=留保

◎厚生委員会関係
▼上水道布設替に関する請願(中野 中山茂男提出)=採択
▼下水道工事施工に関する請願(新津郷土地改良区第八区協議会長 甲田耕作提出)=採択
▼水道管布設に関する請願(日宝町 遠山正雄提出)=採択
▼塵芥焼却場建設に関する請願(新町区長 古川光三郎提出)=採択
▼東島部落に対し上水道布設に関する請願(東島代表 海津幸一提出)=採択

◎建設委員会関係
▼新栄町入口道路整備に関する請願(新栄町町内会長 山岸剛提出)=採択
▼新津、新発田線県道拡張に関する請願(新津、新発田線県道拡張期成同盟会会長 目黒光弘提出)=採択
▼排水溝整備に関する請願(草水区長 山崎三男外提出)=留保
▼能代川堤防修理と排水機設置に関する請願(日宝町自治会長 真貝秀吉提出)=採択

三浦氏公平委員に再選

市公平委員三浦吉三氏は十一月二十三日に任期が満了となっていましたが、十二月二十二日に開会された定例市議会に諮って同氏を再選しました。(総務課)

経営改善を末端に浸透

採種圃 集団的に完全実施

農家への重点事業

四年連続豊作の夢を見事にくつがえされた昭和三十三年をおくり、ここに新しい年を迎え、当市農業は量、質共に大きく前進しなければならないものと思われます。

そこで本年特に重点をおいてやってゆこうとする次の事業について、みなさんのご協力を得たいと思います。

① 昭和三十三年に実施した新農村建設に伴う農業文化センター(青年研修所)も一月二十日に完成される予定であり、この農業教育の殿堂を十二分に活用して、現在までに歩んで来た農業経営についての欠点を急速に補え、一歩進んで農村青年の経営に対する意欲を増進出来るように努めること。

更に本年は部落末端に主眼をおき、頭だけ(いわゆる指導者のみ)の経営改善でなく、一般大多数の農家による経営改善を目途として、三十三年中に指導講習を受けた中堅的指導者を中心として一般農家に呼び掛けを実施する方針です。

② 土地改良事業も新農村建設の一環として、昭和三十三年から西部地域が実施に着手しており、本年秋からは東部地域も実施に乗出すことになっており、土地改良により労働力の節減・反当収量の増加・裏作・畑作の振興を期するものです。

③ 採種圃事業は、その基本線としての集団的に実施してゆく方針を、本年は完全に実施してゆきます。

④ 畜産振興については土地改良による裏作振興と併行して、飼料の自給化をはかり、本年完成する一大屠畜場の活用に応ずるべく、肉畜の飛躍的な増殖をなし、都市に食肉を十分に供給し、農家の経済を潤ほすための第一歩を踏み出します。

⑤ 新津市農業振興青年会議が昨年結成されましたが青年研修所の完成をまって、その実質的な発足を行い、将来の新津市農業の発展を作り出す"人づくり"を中心として、新しい農業経営の形成をこの青年会議によってなし遂げたいと思います。(農務課)

1959 頌春

一位は志田君

公明選挙青年弁論大会

公明選挙青年弁論大会は去る十二月二十一日金津小学校で開催、次の人が入賞しました。

①志田義明(結連青)　②桂郁平(〃)　③小川啓介(金津連青)

事業所統計調査優良で表彰

この程、市は昭和三十二年度中の事業所統計調査の成績が優良であると、内閣総理大臣より表彰を受けました。(総務課)

有権者三万一千六百名

選挙人名簿出来る 四月の市議選に使用

昨年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿は、縦覧その他の手続きを経て、十二月二十日下表のとおり三一、五九〇名(男一四、八〇四名、女一六、七八六名)と確定しました。

これを昨年と比べてみますと男では二四〇名女では二七五名合計五一五名の増となっています。

なお、本年四月には市会議員の選挙をはじめとする地方選挙が全国一斉に行われる予定であり、六月には参議院議員の通常選挙が行われることになっておりますが、これらの選挙に、この基本選挙人名簿が使用されるほか、その際作られる補充選挙人名簿が同時に使用されることになっております。(選挙管理委員会)

① 投票区別有権者数

投票区	男	女	計	摘要
第1投票区	1,678	1,980	3,658	新津地区
第2投票区	1,460	1,668	3,128	
第3投票区	1,642	1,848	3,490	
第4投票区	1,017	1,209	2,226	
第5投票区	1,235	1,357	2,592	
第6投票区	655	770	1,425	
第7投票区	479	513	992	阿賀浦地区
第8投票区	678	750	1,428	満日地区
第9投票区	849	926	1,775	荻川地区
第10投票区	401	438	839	
第11投票区	517	560	1,077	
第12投票区	364	447	811	金津地区
第13投票区	371	433	804	
第14投票区	345	428	773	
第15投票区	290	328	618	
第16投票区	431	470	901	
第17投票区	344	343	687	小合地区
第18投票区	349	391	740	
第19投票区	236	267	503	
第20投票区	326	366	692	
第21投票区	288	333	621	
第22投票区	187	222	409	新関地区
第23投票区	263	293	556	
第24投票区	257	298	555	
第25投票区	142	148	290	
計	14,804	16,786	31,590	

② 地区別有権者数

地区	男	女	計
新津地区	7,687	8,832	16,519
満日地区	678	750	1,428
阿賀浦地区	479	513	992
荻川地区	1,767	1,924	3,691
金津地区	1,801	2,106	3,907
小合地区	1,543	1,700	3,243
新関地区	849	961	1,810
計	14,804	16,786	31,590

市議会とはどういうものか

今年四月に市議会議員の改選が行われますが、それにより、合併での特例として設けられた新関地区の参与員も任期を終り、同地区をも含めた全市域から選出された議員による新しい議会が生れることになります。

この機会に、地方自治体における議会の地位や役割等について、新津市の議会に例をとって少し述べてみたいと思います。

地方議会が今のような形のものになったのは、昭和二十二年に日本国憲法と同時に地方自治法が制定、施行されてからですが、憲法第九十三条には「地方公共団体には、法律の定めるところによりその議事機関として議会を設置する」と定められ第二項には、議会の議員は長と同じくその団体の住民が直接選挙することを定めています。このように長と議会の議員を直接住民が選挙する方式を「大統領制」と呼び国のように議員の中から首長を指名する方式を「議院内閣制」と呼びます。

大統領制においては、首長と議会とは全く同等の地位と権能を有し、おのおのその仕事を分担して自治体の運営に当るわけです。それで、そのおのおのの役割ですが、地方公共団体は法律によって法人格を与えられており、すべての公法上の行為を自然人と同様にすることができます。その行為の前提として当然に意思を持つ必要がありますその意思を決定するのが議会の役割であり、その意思に従って行政を執行するのが市長です。この意味で、議会を「意思機関」と呼び、市長を「執行機関」と呼びます。

議員は市の事業を請負いない

このうちの意思機関である議会が、どのような構成で、どのように運営されているのでしょうか

① 組織

まず組織ですが、新津市の場合は、昭和三十年に金津、小合を合併したことにより人口が五万人以上となったので、昭和三十年四月の選挙から議員定数が三六人となっています。この議員の選挙区は新津市の場合は全市一区の大選挙区であることはご承知のとおりです議員定数は条例で減少することができますが、町村合併等により著るしく人口が増減した場合のほかは、一般選挙(任期満了・総辞職・解散等による全議員の選挙)のときでなければ定数の変更はできません。

議員は次のような職を兼職することができません。それは国会議員、他の地方公共団体の議員その他の公務員です。

それから、議員はその属する市町村の事業を請負ったり、その請負をする者の支配人となることや、また、その市町村が経費を負担する事業を市長その他の委員会や委員から委任された者に対して請負をしたり、その請負をする者の支配人になることができません。更にこれらの請負をする会社の支配人、無限責任社員、取締役、監査役等になることもできません。もし、このような請負等をしたような場合は、議員の身分を失うことになります。

議員の任期は、選挙の日から数えて四年間で、補欠議員の任期は前任者の残任期間と定められています。

議会で意思決定 議決権

実地調査や証人喚問も 審査権

議会に六つの権限

② 議会の権限

議会には、どのような権限が与えられているのでしょうか。

まず第一には「議決権」です。これが議会の最も大きな基本的な権限で、これについては、法律で条例の制定及び改廃、予算の決定、決算報告の認定等十三項目を議決すべきものと指定されておりそのほか条例で議決すべきものを定めることができます。

第二には「選挙権」です。これには、正副議長の選挙、出納臨時検査立会議員の互選、選挙管理委員及び同補充員の選挙等があります。

第三には「同意権」で法律に基いて市長が議会の同意を得て任命する場合の同意権、すなわち教育委員や助役、収入役等の主要職員について同意する権限です。なお、この同意権の中には、主要な工事の入札方法等について同意する権限もふくまれます。

第四には、市長の提出権を侵さない範囲での「予算増額修正権」があります。これは、増額修正とは言いますが、もちろん減額もできます。しかし、この場合は事業の規模を大きくしたり小さくしたりできるだけであって、全然新しい事業を追加したり、市長の提案した事業の予算をそっくり削るということは、提出権の侵害になるので、できません。

第五には「審査権」で、これには「調査権」と「検査権」及び「監査請求権」の三つがあります。このうち最も重要なものが「調査権」で、これは市の事務に関して書類を検査する以外に、実地に調査をすることのできる権限ですが、この場合には選挙人その他関係者の出頭、証言や記録の提出を請求したりすることがあります。しかもこれには民事訴訟法のうち証人の訊問に関する規定が準用されますので、もし正当な理由がないのに出頭、証言や記録の提出をしなかったり、ウソの証言をした場合は罰せられることがあります。

それから「検査権」ですが、これは市の事務に関する書類や計算書を検閲し、また市長や各種委員の報告を求め、事務の管理議決の執行や出納が正しく行われているかどうかを検査するもので書類上の検査に限ります。

次に「監査請求権」ですが、これは議会から監査委員に対して、市の事務に関する監査を求め、その結果の報告を請求する権限です。

第六には、国や他の公共団体から市長その他の各種委員会等に委任された事務について、その委任を受けた者から説明を聞き意見を述べたり、公益的な事件について国や県の行政機関に意見書を提出する権限で、これを意見書提出権と呼んでいます。

市長が招集 定例会は年四回

③ 招集及び会期

このような組織や権限を持つ議会も、ただそのままでは活動ができません。実際に活動するためには、まず招集されなければなりません。招集は市長が行いますが、市長は急施を要する場合のほかは、開会の日前七日までにその旨を告示しなければなりません。また、議員定数の四分の一以上の者(本市の場合は九人以上)が、付議する必要のある事件を示して招集を請求した場合は、市長は臨時会を招集しなければなりません。

議会には「定例会」と臨時会とがあり、定例会は年四回以内で条例で定める回数を、付議事件の有無にかかわらず招集するものと定められています。新津市は条例で年四回と定めており、その時期については規則で三、五、九、十二月に招集することになっています。臨時会は、必要の都度その事件に限って招集されるもので、回数は制限がありません。この場合は、市長は付議事件をあらかじめ告示しなければなりませんが、開会中に急を要するものが出た場合はこれを告示しないですぐ付議することができます。

招集された後の会議の開閉や延長等についての運営、会期の決定については、議会が自主的に定めることになっています。(議会事務局)

斉藤隆二　青木省三　杵鞭源三郎　山田六衛　坂井鉄平　植木増行　鈴木徳太郎　福山圭次郎　石山常一　吉田寅一　(議席順)

参与　五十嵐金吾　風間順一　松田末治　羽田市三郎　土田勇作　加藤憲策　村田茂一　阿部富士松　天野五平　土田石松　成沢一馬

事務局長　小山正雄　外職員一同

監査委員　甲田耕作　関谷栄蔵

選挙管理委員会　委員長　石崎石衛　砂原俊一　鈴木俊一郎　本田慶治

公平委員　委員長　西塔政彌　桜井幸三郎　三浦吉三

消防署　署長　堀川留治　次席　宮沢藤助　外職員一同

教育委員会
委員長　小林富則
委員長職務代理　川口常光
委員　海津幸一
〃　今井辰二
教育長　樋口三代基
庶務課長　阿部清治
学校教育課長　樋口三代基
社会教育課長代理兼新津市公民館長代理　土田一郎
新津市立記念図書館長　青木一良
第一小学校長　佐藤一郎
第二小学校長　関矢三郎
結小学校長　中野良三
満日小学校長　田中高一郎
市之瀬小学校長　飯野酒造三
金津小学校長　関根一男
小合東小学校長　猪股武雄
小合西小学校長　藤田孜
小合南小学校長　岡田寅男
阿賀小学校長　後藤寿衛
新関小学校長　渡邊計榮
第一中学校長　旭了雄
第二中学校長　本間隆吉
第三中学校長　三五光博
第四中学校長　飯野酒造三
第五中学校長　南雲貞次
金津中学校長　斉藤慎吾
小合中学校長　戸松秀三
新関中学校長　佐藤元次

新津市農業委員会
会長　石崎文吾
会長代理　五十嵐金吾
農地部会長　大島宇之吉
農業振興部会長　甲田耕作
農地部会長代理　佐藤佐市
農業振興部会長代理　広瀬一太郎
県農業会議員　高橋健吾
委員　清野秀夫　岡崎健蔵　欝田久太郎　山田信平　皆川健次郎　長谷川太一郎　渡辺徳次郎　長谷井松衛　湯田儀一郎　町屋庄一　阿部徳三郎　川内良作　本間啓市郎　小田春宏　伝田甚　石井勇　中野一英　渡辺清松　南沢徳平　土田耕一